

川越市告示第403号

川越市役所駐車場管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月29日

川越市長 森 田 初 恵

川越市役所駐車場管理規程の一部を改正する告示

川越市役所駐車場管理規程（昭和56年告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「告示」に改める。

第2条第1項中「次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「開庁時間」という。）」を「川越市行政財産の使用料に関する条例（平成4年条例第26号）第3条第1項に規定する休日等（第8条において「休日等」という。）以外の日」に改め、同項各号を削る。

第2条第3項中「前項」を「第1項」に、「自動車以外の自動車を駐車させる」を「用途以外の用途で駐車場を利用させる」に改める。

第3条を削る。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条の見出し中「開庁時間以外」を「休日等」に改め、同条第1項中「川越市行政財産の使用料に関する条例（平成4年条例第26号）第3条第2項に規定する」を削り、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条中「規程」を「告示」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第8条とする。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。